



みはし

6月号 No. 3
令和5年5月31日
さいたま市立三橋小学校



〈6月の生活目標〉
あたたかい言葉を使おう

見学や体験から得る学び

校長 梶山 崇

梅雨の季節となりましたが、子どもたちは元気に登校しています。今月はいじめ撲滅強化月間です。いじめ防止に係る校長講話等の内容につきましては7月号で紹介させていただきます。

さて、今回は先月の5月12日（金）の6年生の校外学習について紹介します。私が本校に着任してから、はじめての子どもたちとの校外学習だったので、ワクワクしていました。目的地は国会議事堂（衆議院）、科学技術館です。日本の政治の中心地に行くこともあり、子どもたちも楽しみにしている様子が見え、うかがえました。当初は参議院を見学する予定でしたが、参議院の本会議が開かれているので、衆議院の見学に変更となりました。

はじめに国会議事堂に入るとき、引率者全員が荷物検査を受けました。日頃から空港以外で荷物検査を受ける機会はありませんので、少し緊張しましたが、政治の中心地であり、安全にはとても注意していることを子どもたちにも分かってほしいと思いました。次に衆議院に入り、御休所、議会政治確立に功労のあった3名の政治家の銅像のある中央広場、衆議院議場を見学しました。今回は参議院で本会議が開かれていたため、会議をしている声が聞こえてきたり、記者と思われる方々、警察官の方々がたくさんいたりして、緊迫感がありました。また、元総理の方にもお目にかかることができました。

子どもたちにとって、この時期に校外学習を行うことは、教科書の進捗とほぼ一致しているので、とても興味をもって学習に参加できるという利点があります。私自身をはじめ、まだまだ、多くの方が小学校6年生の社会科と言えば、歴史を先に学習し、政治は歴史の後で学習していたので、どうしても歴史の方が印象に残ってしまっているということもありました。実は、2017年告示の学習指導要領で、歴史の前に政治を学習することが定められました。この変更は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、主権者教育の必要性がより高まったことによります。現在の日本国憲法や政治をまず学習し、その後、歴史的な政治の移り変わりを学習するという流れになります。

最後に科学技術館に行きました。各展示室はすべての子どもたちが楽しめるようになっておりましたが、子どもたちは4、5人のグループで、いろいろな展示物を見て回っていました。小さな力で、ギアを回して重い鉄球を移動させたり、グループで力を合わせて、重いものを持ち上げたりしました。地震免震体験装置やドライビングシュミレーター、ペダルを漕いで電気を起こすなどの体験もしていました。学校で子どもたちが学んでいるAIやプログラミング、リサイクルなどの展示もありました。

今日の校外学習での見学や体験から得た学びを通して、子どもたちが将来のことを少しでも考えてくれたら、こんなうれしいことはありません。見学や体験は子どもたちにとってとても有意義な教育活動なのです。

今月も本校の教育活動に御支援をお願い申し上げます。

〈給食費引落としのお知らせ〉

6月5日（月）は、給食費のゆうちょ銀行自動振替日です。6月分、4,390円（手数料10円を含む）の引き落としになりますので、御準備くださいますよう、お願いいたします。

なお、再振替日は、6月19日（月）となります。

※長期間のお休み等により給食を止める場合は、早めに学校まで御連絡ください。

学校生活の様子

〈たかつえ自然の教室〉5月24・25・26日



5年生が、雄大な自然の中、皆元気いっぱい様々な体験活動を行いました。笑顔がたくさん見られました。



〈熱中症予防について〉

今夏も、暑い日が多くなってきました。熱中症に気を付けましょう。下記の点を参考に御家庭でも御指導ください。

熱中症予防行動のポイント

- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲との距離を十分にとったうえで、適宜マスクを外して休憩を取る。
- ・のどが渇く前に水分補給をする。また、体調が悪いと感じたときは、塩分を忘れずに摂取する。
- ・日ごろから、体温測定をして、健康状態を把握し、体調が悪いと感じた時は、無理せず静養する。
- ・暑くなり始めの時期から、水分補給を忘れずに、無理のない範囲で運動する。
- ・児童本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外すなど、自身の判断でも適切に対応する。

〈登下校時の送迎について〉

お子様の学校へのお車で送迎は、お控えいただきますよう、お願いいたします。お子様の登下校の時間帯に、お車で送迎をされると、多くの児童が学校周辺の道路等を一齐に通るため、大変危険です。徒歩又は自転車での送迎に、御協力をお願いいたします。

なお、足のけが等で徒歩又は自転車での送迎が難しい場合は、担任まで御相談ください。

〈性行不良による出席停止について〉

教育委員会は、学校教育法第35条1項（同法第49条において準用する場合を含む）により、①性行不良②他の児童生徒の教育に妨げがある場合、当該児童生徒を出席停止にすることができるとされています。出席停止制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するための制度です。運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止期間において、当該児童生徒に対する学習支援など教育上必要な措置を行います。御理解御協力をお願いいたします。



<共同学習用ソフトウェア「ミライシード ASP 版」の使用について>

さいたま市教育委員会より

現在、子どもたちは、国の GIGA スクール構想によって整備された 1 人 1 台端末を使用して、学習に取り組んでいます。さいたま市では、1 人 1 台端末に共同学習用ソフトウェア「ミライシード ASP 版」を導入しており、プレゼンテーション機能や意見共有機能を使用して協働的に学習したり、習熟状況に合わせた問題が自動で出題される学習ドリル機能を使用して一人ひとりのペースに合わせて学習を進めたりすることができますようにしております。

これらの機能を最大限に活用するためには、外部サーバ内に児童生徒の学校名や学年・学級・出席番号、氏名、このソフトウェアを使用して学習した記録を保存する必要があります。

これらは個人情報にあたりますので、さいたま市教育委員会では、さいたま市個人情報保護条例に基づき、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の審議を受け、令和 3 年 3 月 26 日付けで、適当であると答申を得ております。

さいたま市教育委員会では、継続して個人情報の厳正な管理に努めていきます。御理解・御協力の程、よろしくお願い致します。